

熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金交付要綱

| | | |
|----|------------------|----------|
| 制定 | 平成 15 年 7 月 1 日 | 経済振興局長決裁 |
| 改正 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 市長決裁 |
| | 平成 23 年 7 月 1 日 | 市長決裁 |
| | 平成 28 年 3 月 25 日 | 市長決裁 |
| | 平成 29 年 3 月 6 日 | 市長決裁 |
| 令和 | 4 年 3 月 29 日 | 経済政策課長決裁 |
| 令和 | 4 年 7 月 1 日 | 経済政策課長決裁 |
| 令和 | 5 年 3 月 30 日 | 市長決裁 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に事業所を有する事業主が、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、母子家庭の母等又は高齢者を継続して雇用する労働者として雇用した場合に交付する熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）について、熊本市補助金等交付規則（昭和 43 年規則第 44 号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 市内に事業所を有する雇用保険の適用事業主をいう。
- (2) 対象労働者 本市に住民票を有し、公共職業安定所又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 7 項に規定する職業紹介事業者（特定求職者雇用開発助成金の支給に關し厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れられた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、母子家庭の母等又は高齢者であって、就職が特に困難なものをいう。
- (3) 身体障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する身体障がい者をいう。
- (4) 知的障がい者 法第 2 条第 4 号に規定する知的障がい者をいう。
- (5) 重度障がい者等 法第 2 条第 3 号に規定する重度身体障がい者及び法第 2 条第 5 号に規

定する重度知的障がい者をいう。

(6) 精神障がい者 法第2条第6号に規定する精神障がい者をいう。

(7) 母子家庭の母等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障がいがある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているものをいう。

(8) 高齢者 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者をいう。

（雇用奨励金の交付対象者）

第3条 雇用奨励金の交付対象者は、対象労働者を継続して労働者として雇用する事業主で、国の特定求職者雇用開発助成金（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第1項に基づく特定求職者雇用開発助成金をいい、特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コースに限る。）の支給の決定を受け、かつ、市税滞納（分納を履行していると認められるものを除く。）のない事業主とする。

（雇用奨励金の額等）

第4条 雇用奨励金の額は、対象労働者1人につき、重度障がい者等は月額6,000円、その他の者は4,000円とする。

（交付対象期間）

第5条 雇用奨励金の交付対象期間は、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コース）支給決定通知書の「支給対象となる期間」とし、最大12か月間とする。

（交付の申請）

第6条 雇用奨励金の交付を受けようとする事業主は、熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コース）の支給が決定された日の翌日から起算して1か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。なお、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、添付書類の一部を省略することができるものとする。

(1) 国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コース）支給決定通知書の写し

(2) 対象労働者の住民票の写し（発行後3か月以内）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、雇用奨励金の交付の申請があったときは、当該申請書の審査により交付の決定をするものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第8条 市長は、雇用奨励金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成23年4月1日から平成23年6月30日の間に国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）の支給決定を受けた者は、第6条第1項の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第2条の規定（「本市に居住している者」を「本市に居住している者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービスを受ける者を除く。）」に改める部分に限る。）は、平成28年4月1日以後に

国の特定求職者雇用開発助成金の支給の決定を受けた事業主について適用し、同日前に当該助成金の支給の決定を受けた事業主については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の熊本市障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に雇用奨励金の交付の申請をした事業主について適用し、同日前に雇用奨励金の交付の申請をした事業主については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

障がいの範囲（第2条関係）

① 次に掲げる視覚障がいで永続するもの

- イ 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者について
は、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- ハ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- ニ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

② 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障がいで永続するもの

- イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- ロ 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- ニ 平衡機能の著しい障がい

③ 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい

- イ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
- ロ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がいで永続するもの

④ 次に掲げる肢体不自由

- イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がいで永続するもの
- ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ハ 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの
- ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの
- ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がい

⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がいその他政令で定める障がいで、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金
交付申請書

年　月　日

熊本市長　(宛)

丁

所 在 地

フ リ ガ ナ

申請人事業所名

フ リ ガ ナ

事 業 主 名

(印)

熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金の交付を受けたいので、熊本市市税（延滞金含む）滞納の有無その他交付確認に必要な事項について調査されることを承諾し、熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金交付要綱第6条に基づき申請します。

| | |
|---------------------|--|
| 勤務先 | 所在地： 名 称： |
| 対象労働者の種類 | 重度障がい者（身体・知的） その他の（身体・知的・精神）障がい者 母子家庭の母等 高齢者 |
| 申請期間 (支給対象となる期間) | (1) 年 月 日 ~ 年 月 日 (2) 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 申請額 | @ 4,000 × _____ 月 × _____ 人 金 _____ 円 (対象労働者 _____ 名分) @ 6,000 × _____ 月 × _____ 人 金 _____ 円 (対象労働者 _____ 名分) |
| 添付書類 | ・国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コース）支給決定通知書の写し ・対象労働者の住民票（発行後3か月以内） |

奨励金の合計額 _____ 円

対象労働者の内訳

(1)

| | | |
|---|-------------------------|------------------------------------|
| ① 対象労働者氏名 フリガナ (男・女) | ② 生年月日 年 月 日 | ③ 住 所 |
| | | |
| ④ 対象労働者種別 (いずれかに○印) 身体障がい者 ・ 知的障がい者 ・ 精神障がい者 ・ 母子家庭の母等 ・ 高齢者 | | |
| ⑤ 雇用年月日及び雇用期間 年 月 日雇用～在職中又は | | ⑥ 異動内容 (退職理由等) 年 月 日 退職 |
| ⑦国の助成金等の支給決定年月日とその支給番号 年 月 日 | | |
| 第 号 | | |

(2)

| | | |
|---|-------------------------|------------------------------------|
| ① 対象労働者氏名 フリガナ (男・女) | ② 生年月日 年 月 日 | ③ 住 所 |
| | | |
| ④ 対象労働者種別 (いずれかに○印) 身体障がい者 ・ 知的障がい者 ・ 精神障がい者 ・ 母子家庭の母等 ・ 高齢者 | | |
| ⑤ 雇用年月日及び雇用期間 年 月 日雇用～在職中又は | | ⑥ 異動内容 (退職理由等) 年 月 日 退職 |
| ⑦国の助成金等の支給決定年月日とその支給番号 年 月 日 | | |
| 第 号 | | |

※ ⑥「異動内容」は、対象労働者の退職理由、住所変更、改姓（名）、休職等の異動が生じた場合、その内容と異動年月日を記入してください。

※ 対象労働者が3名以上の場合、コピーしてください。

様式第2号

発第 号
年 月 日

様

熊本市長 大西 一史
(扱い)

熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があつた熊本市障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金の交付については、同奨励金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

| 交付決定金額 | | 金 円 | |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 内 訳 | 対象労働者氏名 | 交 付 対 象 期 間 | 交 付 金 額 |
| | | | 円 |
| | | | 円 |
| | | | 円 |
| 交 付 の 条 件 | | | |

- ※ 1. 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 2. 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 3. 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 4. 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は、報告を徴することがある。